

# 火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が義務化されます！

(2019年4月版)

平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模な火災を受けて、これまで消防法で消火器の設置義務のなかった小規模な飲食店にも原則として令和元(平成31)年10月1日から消火器の設置が義務化されることとなりました。

## 対象は

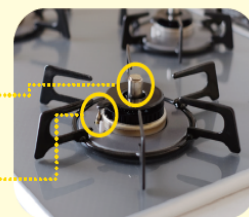
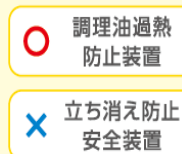
延べ面積が150㎡未満で、業として飲食物を提供するために、コンロなど火を使用する設備又は器具(IHは除く)を設けた飲食店等※

※飲食店等とは 消防法施行令別表第1(3)項に該当する対象物(延べ面積が150㎡以上の飲食店等は従前から設置義務がありました。)



## ※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置(火災を感じし消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置(例:圧力感知安全装置)



ガスコンロ

## 注意事項

- ・ 消火器は「業務用」と表示されたものを設置する必要があります。
- ・ 消火器の設置場所には「消火器」と表示した標識が必要です。
- ・ 消火器の設置義務化後は、6か月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回管轄する消防署へ報告する必要があります。

## 消防用設備等の点検報告について

延べ面積が1,000㎡未満の建物(特定1階段等防火対象物を除く)に設置してある蓄圧式消火器は、製造年から5年を超えていないもの(加圧式消火器は製造年から3年を超えていないもの)は、資格がなくても点検をすることが可能です。

蓄圧式消火器の点検方法と点検結果報告書の記載方法等は、消防庁のホームページにある「消火器点検パンフレット」をご確認ください。



(消火器点検パンフレット)

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001\\_04\\_shoukaki\\_pamphlet.pdf](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf)



### 【お問い合わせ先】

甲府地区広域行政事務組合  
消防本部予防課 違反是正係 055-222-1284 甲府市伊勢三丁目8-23  
中央消防署 査察係 055-254-9119 甲府市丸の内一丁目1-19  
南消防署 査察係 055-233-1499 甲府市伊勢三丁目8-23  
西消防署 査察係 055-276-3825 甲斐市竜王3314-1  
※受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始を除く)